

## コーポレート・ガバナンス（企業統治）について

当行では、企業の公共性、透明性を高め、地域社会や株主、お取引先の信認を得るために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を経営上の重要課題として取り組んでいます。

### ■会社の機関の概要

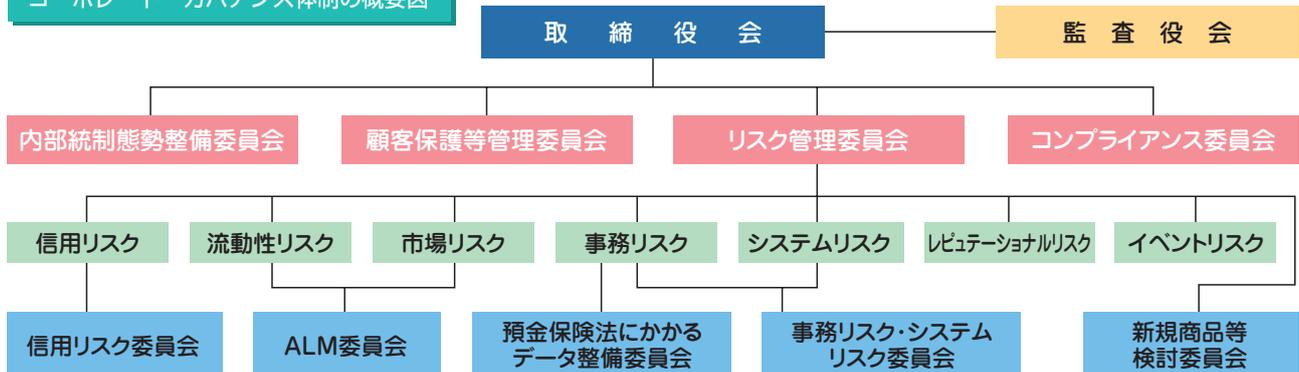
当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役です。監査役会では、取締役の経営執行状況に対する監視を最重要テーマの一つに掲げています。経営の意思決定機関としての取締役会、役付取締役により構成される常務会等の機能強化を図るとともに、取締役会、常務会をはじめ重要会議への監査役の出席と意見を述べることを義務づけ、監視強化を図っています。

### ■内部統制システムの整備状況

当行の内部統制システムとして、頭取直轄の監査部を設置し、本部・営業店の業務執行を独自に監査できる体制を構築しています。監査部は監査役のほか、外部監査人との連携も強化しています。

また、営業部門から独立した経営管理部が頭取を委員長とするコンプライアンス委員会・顧客保護等管理委員会を、リスク統括室が同じく頭取を委員長とするリスク管理委員会・内部統制態勢整備委員会を運営しており、牽制機能を保ちながら行内の法令遵守態勢、リスク管理態勢の強化に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図



## コンプライアンス（法令遵守）について

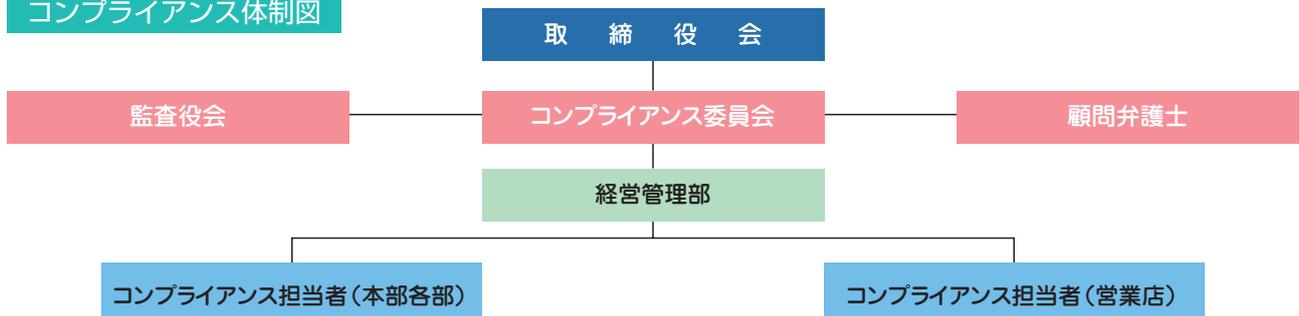
コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行では、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識するとともに、すべての業務の基本として位置付けています。

### ■コンプライアンス体制

コンプライアンスの日常管理については、コンプライアンス運用規程に基づき、半期ごとにコンプライアンス・プログラム（実践計画）を作成し、コンプライアンス・マニュアル等による啓蒙・教育や自己チェック、監査等により法令遵守の徹底を図っています。

また、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス上の課題について、毎月協議・検討しています。

コンプライアンス体制図



## リスク管理について

当行では、各種リスクが経営に及ぼす影響を最小限にとどめ金融機関としての健全性を維持するため、「リスク管理基準」を定め、取締役会を頂点とするリスク管理体制を構築しています。取締役会の下に頭取を委員長とする「リスク管理委員会」を中心とした、信用リスク委員会、ALM委員会、預金保険法にかかるデータ整備委員会、事務リスク・システムリスク委員会、新規商品等検討委員会等、各種リスク委員会を設置し、原則として毎月1回、各種リスクに関する報告・検討を行っています。そして、各リスク委員会での審議事項についてはリスク管理委員会へ、さらに取締役会へ付議・報告を行っています。

※リスク管理とは：銀行の営業活動を通して生じる様々な危険性を予測して、危険を避ける対策を講じたり、取り除いたりしながら、お預りしている預金や銀行の資産等を保全することを主な目的とした管理のことをいいます。

### ■各種リスクの定義と当行の対応状況

#### ■信用リスク

貸出先等の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスク

現在、信用格付システム、自己査定システム、不動産担保評価システムなど各種システムを導入し、信用リスクの計量を行っています。今後もシステムの導入を図りながら、信用リスク計量の更なる高度化を目指してまいります。

#### ■流動性リスク

経済情勢や市場環境の変化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保において通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

「非常時の資金繰り・現金手配対応マニュアル」を制定し、非常時の現金手配方法を定めています。非常事態においても、お客さまにご迷惑をお掛けしないように万全の対応を心掛けています。

#### ■市場リスク

市場取引における金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）

※この他、市場リスクに付随した「市場関連リスク」として、信用リスク、市場流動性リスク、事務リスク、顧客リスク等があります。

市場リスク量の把握のため、新たなALMシステムを導入しました。金利上昇局面を迎えて、市場リスク計量の高度化をさらに推し進めてまいります。

#### ■オペレーショナル・リスク

##### ・事務リスク

行員が正確な事務を怠る、或いは、事故・不祥事等を起こすことにより信用低下が生じ、銀行が損失を被るリスク

行員の正確な事務を徹底するため、事務部事務指導グループによる営業店の事務指導を継続して実施しています。また、コンプライアンス統括部による営業店の法令遵守態勢の監査も継続して実施し、不祥事件の未然防止に努めています。

##### ・システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システム不備等により当行が損失を被るリスク及びコンピュータまたは情報資産の不正使用等により損失を被るリスク

コンティンジェンシープランとして「オンライン障害時の対応マニュアル」、「緊急時の営業店事務処理」等を制定し、システム障害や自然災害等によるオンライン障害発生時の、迅速なシステムの復旧とお客さま対応等について定めています。

##### ・レピュテーションリスク

種々の緊急事態の発生による風評や、当行の経営内容が誤って伝えられることにより、当行の経営にとってマイナスの影響及び直接・間接を問わず不測の損失を被るリスク

コンティンジェンシープランとして「風評リスク対応マニュアル」、「ペイオフ対応営業店マニュアル」を制定し、不測の事態に備えた、非常時のお客さま対応方法を定めています。

##### ・イベントリスク

犯罪・自然災害等偶発的に発生した事件・事故等により、通常の営業体制の維持が困難となるリスク

コンティンジェンシープランとして「緊急事態発生防止及び発生時における応急対策マニュアル」を制定し、非常事態における営業店のお客さま対応方法を定めています。

## 顧客保護等管理について

平成19年4月より頭取を委員長とする「顧客保護等管理委員会」を設置し、「行動憲章（コンプライアンス・ガイドブック）」、「金融商品の勧誘方針」、「クレジットポリシー」、「プライバシーポリシー」、「セキュリティポリシー」を基本とした「顧客保護等管理方針・基準」を定め、顧客保護及び利便性の向上に向けた適正な管理態勢の整備に努めています。

## 金融商品の勧誘方針

当行は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘にあたって、次のとおり「勧誘方針5カ条」を策定し、これを遵守します。

### ■金融商品の勧誘方針5カ条

- 第一条 私たちは、お客さまの知識、経験、財産等の状況及び金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らし、適切な商品の勧誘を行います。
- 第二条 私たちは、お客さま自身の判断によって、商品の選択・購入を決めていただけるよう、商品内容やリスクなど重要事項について、適切な説明を行います。
- 第三条 私たちは、断定的判断の提供や事実でない情報の提供など誤解を招くような勧誘は行いません。
- 第四条 私たちは、お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 第五条 私たちは、お客さまに対して適切な勧誘が行えるよう商品知識の習得など自己研鑽に努めます。

## 個人情報保護について

当行では、お客さまの個人情報ならびに当行の業務上の取引に関して取得する個人情報について下記のとおり適正かつ厳格な利用と管理に関する考え方、取り組み方針を定めています。

### ■「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の要約

#### 1. 個人情報保護に関する法令等の遵守について

当行は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法律、その他法律施行令等および全国銀行協会制定の自主ルール等を遵守いたします。

#### 2. 個人情報の取得、利用および第三者への提供について

- (1) 当行は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得することはいたしません。また、機微（センシティブ）情報については、金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で同情報を取得、利用または第三者への提供を行う場合、法令等に基づく場合等を除き、その取得、利用または第三者への提供はいたしません。
- (2) 当行は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定公表することといたします。また、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について公表することといたします。なお、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、その利用目的についてご本人の同意を得ることといたします。
- (3) 当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。
- (4) 当行は、当行とご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面に記載されたご本人の個人情報を取得する場合には、上記2. (2) の公表にかかわらず、その利用目的をご本人に明示することといたします。
- (5) 当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、取得した個人データを第三者に提供することはいたしません。
- (6) 当行では、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いを外部に委託することがありますが、当該委託にあたっては、委託する個人データの適正な取扱いが確保されるための契約を締結し、定期的にその取扱い状況を点検いたします。

#### 3. 個人データの管理方法および漏洩等の防止等について

- (1) 当行は、取得した個人データを適切に管理するため、上記1.の法令等に基づき、個人データを取り扱う部店ごとに管理者を設置する等、組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じることといたします。
- (2) 当行は、取得した個人データを正確かつ最新の内容にするよう常に適切な措置を講じるよう努力いたします。

#### 4. 保有個人データの開示、訂正等のご請求等について

- (1) 当行は、上記1.の法令等に基づき、ご本人からの保有個人データの開示訂正等があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当行所定の書面に、必要事項をご記入・押印しご提出ください。結果については、当行からご本人に対して書面によりご連絡いたします。なお、当該ご請求のうち、開示のご請求および利用目的の通知のご請求の際は、当行所定の手数料をご負担いただきます。
- (2) 当行が行うダイレクトメールや電話によるご案内等のダイレクトマーケティングについて、ご本人がご希望されない場合はご本人であることを確認させていただいたうえで、直ちに取扱いを中止させていただきます。

#### 5. 個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情について

当行の個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情に対しては、下記の相談窓口で受付いたします。ご質問に対しては、速やかにご回答することとし、苦情に対しては、迅速に事実関係等を調査したうえで、誠意をもって対処することとします。当行は、取得した個人データを正確かつ最新の内容にするよう常に適切な措置を講じるよう努力いたします。

〔個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関する相談窓口〕

〒840-8602 佐賀県佐賀市松原四丁目2番12号  
株式会社 佐賀共栄銀行お客さまサービスセンター  
TEL 0120-058-352（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

#### 6. 全国銀行個人情報保護協議会における苦情・相談について

当行は、全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口（銀行よろず相談所）では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.zenginkyo.or.jp/pdpc>

【苦情・相談窓口】電話03-5222-1700またはお近くの銀行よろず相談所

#### 7. 個人情報保護への取組みの維持・改善について

当行は、適切な法令等遵守体制を構築し、個人情報上記の考え方・方針に基づき適正に取扱われるよう従業員への教育・監督を徹底し、取扱いの状況を点検するとともに、継続的に上記の考え方・方針を見直し、個人情報保護への取組みを改善していくこととします。